

3月23日	人が参加 北海道大学病院が厚労省から医療法第4条の3第1項に規定する臨床研究中核病院に承認	4月1日	新専門医制度スタート
4月1日	国民健康保険の制度改正実施。国民健康保険の安定化を目的として(1)全国規模で約3,400億円の公費拡充、(2)市町村単位から都道府県単位での運営に変更	4月1日	日本病院会が病院総合医育成に向け新認定制度をスタート
4月1日	診療報酬・介護報酬同時改定 診療報酬改定 全体▲1.19% 本体+0.55%(医科+0.63%、歯科+0.69%、調剤+0.19%) 介護報酬改定 改定率 +0.54%	6月21日	全国自治体病院協議会が邊見公雄会長の後任に道医副会長の小熊豊氏(砂川市立病院名誉院長)を新会長に選定
		6月23日	日医定例代議員会で横倉義武会長が4選。中川俊男副会長はじめ現職3氏再任
		7月9日	「平成30年7月豪雨」発生
		7月18日	受動喫煙の対策強化を盛り込んだ健康増進法改正案が可決成立 2020年4月1日から全面实施

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。